

会員の皆さまへ

平成 28 年 9 月吉日

看護師の子宮頸部細胞診採取について

日本人間ドック学会 理事長 篠原 幸人
学術委員会 女性の人間ドック健診の在り方に関する小委員会
委員長 佐々木 寛

最近、子宮頸がん検診関連の話題として「**看護師の子宮頸部細胞診採取について**」という難題が生じております。

本年 4 月に薬師寺みちよ参議院議員より、国会に対し「**看護師が行う業務の範囲に関する質問主意書**」が提出され、国会は「**医師の指示の下で子宮頸がん検査のために腔内から細胞採取を施行することは診療の補助に該当し、看護師が当該行為を業として行うことは可能であるとする。**」という法令上の解釈を示しました。この解釈は閣議決定であり、簡単に覆すことは不可能です。しかしながら細胞診断に適した子宮頸部の細胞を採取する手技は、医師が行う場合でも相当の技術を必要とする行為であり、採取過程における精度管理が重要です。厚生労働省にこの事案に対する照会を行ったところ、「**実施にあたる看護師が相当の訓練を受けており、かつ、産婦人科を専門とし、当該行為に精通する医師が当該看護師に指示することが適当と考える。**」との回答を受けております。

そこで、本学会と致しましては会員および健診施設に向け混乱をきたさぬよう小委員会と基本問題委員会を開催し検討し、以下の結論となりました。

「人間ドックに於ける婦人科総合健診は子宮頸がん検診だけでなく、内診、超音波検査等を含めて総合的に女性疾患を診ることが前提であることから、現段階では子宮頸部細胞採取についても原則として産婦人科医師が実施する事が精度管理のうえで望ましい。」

会員の皆様のご理解を頂きたくここにご報告申し上げる次第です。